

事務事業評価表 平成25年度

政策 安全で快適な都市生活の充実
 施策 安全な暮らしの確保
 基本事業 消費生活の安定

事業名 **消費生活相談事業**

[0252]

部名	経済部	事業開始年度	平成10年度	実施計画事業認定	対象
課名	商工労働課	事業終了年度	平成 - 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) 市民
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 消費者相談により 被害の未然防止や被害後の救済の支援を行い、市民消費者の地位向上を図り 安心 安定した消費生活を送ることができる。
手段	(事務事業の内容、やり方、手段) ・江別消費者協会への消費生活相談業務の委託 消費生活相談員 (消費生活コンサルタント有資格者)

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度当初
対象指標1	市民	人	122,138	121,705	121,385	121,385
対象指標2						
活動指標1	年間相談開催日数	日	243	244	245	244
活動指標2						
成果指標1	消費生活相談件数	件	582	581	591	582
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	3,138	3,152	3,254	3,315
正職員人件費 (B)		千円	1,209	1,204	1,202	1,208
総事業費 (A) + (B)		千円	4,347	4,356	4,456	4,523

費用内訳	
24年度	委託料 3,254千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	消費者のセーフティネット構築に向け、組織力に依拠した対外的交渉力が必要	事業を取り巻く環境変化	消費生活環境の多様化・複雑化 高度な情報化社会へと発展した昨今、消費者を取り巻く様々な問題点も複雑なものへと変化しており、消費生活相談業務の重要性が日々高まっている。
--------	-------------------------------------	-------------	--

24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業

妥当である

妥当性が低い

理由
・
根拠は？

江別市市民消費生活安定条例第7条により、消費生活に関する相談体制を整備しなければならない。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい

貢献度ふつう

貢献度小さい

基礎的事務事業

理由
・
根拠は？

上位基本事業へ直接寄与する施策である。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

あがっている

どちらかといえばあがっている

あがらない

理由
・
根拠は？

消費者相談件数に大きな変動はないが、内容は複雑化しており、解決に困難を要する案件が増加している。そのため、消費者のセーフティネットとしての重要性が高い。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大

成果向上余地 中

成果向上余地 小・なし

理由
・
根拠は？

上記と同様。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある

ない

理由
・
根拠は？

広範な消費生活に関する問題を取り扱う唯一の機関であり、コストの削減は難しい。